

3. 法人が農地を買ったり、借りたりする場合の記入例

※農地所有適格法人以外の法人は、所有権移転をすることができません。

①まず、申請書の1枚目を記入します。

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

知名町農業委員会会長 殿

<譲渡人>

住所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名 ○○ ○○

<譲受人>

住所 ○○県○○市××町××番地
氏名 株式会社××
代表取締役 ×× ××

下記農地(採草放牧地)について 所有権 貸借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () を 設定(期間 年間) 移転
貸借等の場合は設定年数を記入
所有権の場合は移転を選択

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	○○ ○○	75	農業	○○県○○市○○町○○番地
譲受人	株式会社 ×× 代表取締役×× ××		農業	○○県○○市××町××番地

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²) (10a当たりの面積)	対価、賃料等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又は名称 現所有者の氏名又は名称:(登記簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類 内容	権利者の氏名又は名称
○○市○○町○×番地	畑	畑	1,234	720,000	○○ ○○		
○○市○○町×○番地	畑	畑	4,321	2,580,000 /10a	○○ ○○		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- ・売買により取得。許可後土地の引渡しを行う。
- ・賃貸借により、令和〇年〇月〇日から5年間賃貸借契約を行う。

②次に、申請書の3枚目以降を記入します。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	農地面積 (m ²)	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		自作地	30,000		30,000
貸付地					

非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		

所有地以外の土地	農地面積 (m ²)	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		借入地			
貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	サトウキビ						
権利取得後の面積(m ²)	35,555						

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	耕運機	管理機		
所有確保しているもの リース	30ps 1台	1台	1台		
導入予定のもの リース 〔資金繰りについて〕					

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦20年、農業技術修学暦一年、その他()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：5 (農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：2 (農作業経験の状況：農繁期に募集)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

○○事務所から徒歩5分

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農地所有連絡法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

別紙のとおり

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5・1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

（1）権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積）= 35,555 (m²)

（2）権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積）= ————— (m²)

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

取得する（賃貸借契約を締結する）畑は、これまで畑として利用されており、権利取得後も同様に畑として利用するため、周囲の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させこととなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して農道等の管理に努めます。

<農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 ×× ××

(2) 役職名 役員

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況 年間 220日

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 8か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 8か月（直近の実績）

年 8か月（見込み）

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、I の 2 (農地所有適格法人要件)、5 (下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

③次に申請書の10枚目以降を記入します。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

＜農地法第2条第3項第1号関係＞
1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	サトウキビ	製糖	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	○○○○千円	○○○千円
2年前(実績)	○○○○千円	○○○千円
1年前(実績)	○○○○千円	○○○千円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	○○○○千円	○○○千円
2年目(見込み)	○○○○千円	○○○千円
3年目(見込み)	○○○○千円	○○○千円

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		農地等の提供面積(m ²)	農業への年間従事日数		農作業委託の内容
			権利の種類	面積	
× × × ×	40			12か月	
△△ △△	30	所有権	30,000	12か月	
□□ □□	20				耕起等管理作業

議決権の数の合計	100
農業関係者の議決権の割合	9 / 10

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：年 12か月

- (2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
☆☆ ☆☆	10

議決権の数の合計	10
農業関係者以外の者の議決権の割合	1 / 10

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
×× ××	○○市××町××番地	代表取締役	12か月	12か月	あり	あり

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

以上で申請書の記入は終わりです。

⑤ 申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

個人の方が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ ③の、「農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合」に該当する場合、農地の所有者と農地を借りる本人との間の貸借契約書の写し
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

(参考) **その他の添付書類の例**

営農計画書

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

市町村で交付される住民票（〇〇市の場合、〇〇課）

市町村で交付される戸籍謄本（〇〇市の場合、〇〇課）

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など

農地所有適格法人以外の法人が貸借権を設定する場合には、解除条件付き契約を締結する必要があります。

参考：別紙2-5「契約書例」